

2018.9.26

札幌市市政記者クラブ担当記者 各位

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

札幌市エレクトロニクスセンターにおけるスタートアップ支援の開始について ～設立まもない中小企業の入居賃料を一定期間免除します～

当財団ではこれまで、札幌市の産業振興に寄与するための施策、とりわけ創業・起業、スタートアップ（設立間もない中小企業）に対する支援として、創業予定者に対する事業計画書の作成指導、融資の相談・あっせん、創業塾・さっぽろ起業道場などのセミナー、起業志望者向け講座の開講、今年度からは北海道内のスタートアップを育成するアクセラレータープログラム「Open Network Lab HOKKAIDO」（<https://onlab-hokkaido.jp>）との連携を開始するなど、さまざまな支援を行ってきたところです。

安定した収入が期待できない設立間もない時期においては、可能な限り固定費の負担を軽減することが肝要であることから、新たなスタートアップ支援策の一環として、札幌市エレクトロニクスセンターの技術開発室（レンタルオフィス、ラボ）に入居を希望されるスタートアップに対し、賃料（使用料・共益費）の一定期間免除を実施することといたしました。

ぜひ、当財団の活動を広く発信していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎スタートアップ支援の概要

(1) 対象

エレクトロニクスセンター技術開発室に新たに入居し、IT関連、食・バイオ関連の研究開発を行う、または、新たに開始しようとする中小企業等（※）で、入居（使用）を開始する日において法人設立後（個人にあつては、現に営んでいる事業の開始後）7年以内の者。

※ 中小企業等とは、中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人と、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事業協同組合、企業組合等の中小企業団体をいう。

(2) 技術開発室賃料（使用料・共益費）の一定期間免除について

区分	賃料を免除する期間
創業5年未満	入居から1年間
創業5年以上7年以内	入居から半年間

(3) その他の要件

免除を受けることができるのは同一企業について1度限り。

◆お問い合わせ先

情報産業振興部

担当：東宮（とうみや）

電話：011-807-6000

Mobile：080-1895-5846